

韓国知的財産ニュース 2022 年 11 月後期

(No. 475)

発行年月日：2022 年 12 月 2 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、11 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2118316）
- 1-2 商標法の一部改正法律案（議案番号：2118321）
- 1-3 特許法の一部改正法律案（議案番号：2118322）
- 1-4 特許庁とその所属機関の職制の改正令案の立法予告
（行政安全部公告第 2022-1058 号）
- 1-5 「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）の
立法予告（特許庁公告第 2022-277 号）
- 1-6 商標法施行規則の一部改正令案の立法予告（特許庁公告第 2022-280 号）

関係機関の動き

- 2-1 「2022 大韓民国知的財産大展」の開催
- 2-2 第 13 回韓中日知的財産研修機関長会議を開催
- 2-3 発明教育を通じて未来を描く！
- 2-4 産業通商資源中小ベンチャー企業委員会、野党がひとつになって
半導体競争力強化策について議論
- 2-5 特許微生物情報統合管理システムを構築
- 2-6 2022 年知的財産才能寄付の授賞式
- 2-7 韓国特許庁、「2022 キャンパス特許ユニバーシアード」の授賞式を開催
- 2-8 韓国特許庁、「第 6 回知的財産イノベーション企業協議会総会」を開催
- 2-9 韓国特許庁、第 22 回日中韓特許庁長会合に参加
- 2-10 韓国特許庁と CJ 知的財産分野の現場懇談会を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 2022D2B デザインフェアの授賞式

その他一般

- 5-1 人工知能+α…「融合複合技術特許」が10年間22倍増加
- 5-2 韓国、チャットボットの特許出願の年平均増加率が16.1%と世界2位

法律、制度関連

1-1 デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2118316）

議案情報システム（2022.11.18.）

議案番号：2118316

提案日：2022年11月18日

提案者：イ・ジャンソブ議員外10人

提案理由

現行の「デザイン保護法」第128条は、審判請求書の軽微かつ明確な誤りさえも審判長が職権で補正できず、一定の期間を定め審判請求人が直接補正するようにして不要に審判が遅延する場合があります、審判請求人が補正しない場合は、審判請求が却下されるおそれがある。

主要内容

イ. 審判請求の職権補正制度の導入（案第128条第1項ただし書及び同条第4項から第7項まで新設）

- 1) 審判請求の補正する事項が軽微かつ明確な場合は、審判長が職権で補正できるように規定することで、不要な手続きの省略による迅速かつ経済的な審判処理を図る。
- 2) ただし、請求人に職権補正事項を通知し、請求人が受け入れない職権更正は、最初からなかったものとみなして請求人の手続き権利を保障する。
- 3) 審判官の職権補正が明らかに間違っている場合は、その職権補正は、最初からなかったものとみなす補完規定を設ける。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

第128条第1項各号以外の部分にただし書を次のように新設し、同条に第4項から第7項までをそれぞれ次のように新設する。

ただし、補正する事項が軽微かつ明確な場合は、職権で補正できる。

④ 審判長は、第1項ただし書によって職権補正をするには、その職権補正事項を請求人に通知しなければならない。

⑤ 請求人は、第1項ただし書による職権補正事項を受け入れられなければ、職権補正事項の通知を受けた日から7日以内に意見書を提出しなければならない。

⑥ 請求人が第5項によって意見書を提出した場合は、当該職権補正事項は最初からなかったものとみなす。

⑦ 第1項による職権補正が明らかに間違っている場合、その職権補正は最初からなかったものとみなす。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1 - 2 商標法の一部改正法律案（議案番号：2118321）

議案情報システム（2022.11.18.）

議案番号：2118321

提案日：2022年11月18日

提案者：イ・ジャンソブ議員外10人

提案理由

現行の「商標法」第127条は、審判請求書の軽微かつ明確な誤りさえも審判長が職権で補正できず、一定の期間を定め審判請求人が直接補正するようにして不要に審判が遅延する場合があります、審判請求人が補正しない場合は、審判請求が却下されるおそれがある。

主要内容

イ. 審判請求の職権補正制度の導入（案第127条第1項ただし書及び同条第4項から第7項まで新設）

- 1) 審判請求の補正する事項が軽微かつ明確な場合は、審判長が職権で補正できるように規定することで、不要な手続きの省略による迅速かつ経済的な審判処理を図る。
- 2) ただし、請求人に職権補正事項を通知し、請求人が受け入れない職権更正は、最

初からなかったものとみなして請求人の手続き権利を保障する。

- 3) 審判官の職権補正が明らかに間違っている場合は、その職権補正は、最初からなかったものとみなす補完規定を設ける。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第127条第1項各号以外の部分にただし書を次のように新設し、同条に第4項から第7項までをそれぞれ次のように新設する。

ただし、補正する事項が軽微かつ明確な場合は、職権で補正できる。

④ 審判長は、第1項ただし書によって職権補正をするには、その職権補正事項を請求人に通知しなければならない。

⑤ 請求人は、第1項ただし書による職権補正事項を受け入れられなければ、職権補正事項の通知を受けた日から7日以内に意見書を提出しなければならない。

⑥ 請求人が第5項によって意見書を提出した場合は、当該職権補正事項は最初からなかったものとみなす。

⑦ 第1項による職権補正が明らかに間違っている場合、その職権補正は最初からなかったものとみなす。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1 - 3 特許法の一部改正法律案（議案番号：2118322）

議案情報システム（2022.11.18.）

議案番号：2118322

提案日：2022年11月18日

提案者：イ・ジャンソブ議員外10人

提案理由

現行の「特許法」第141条は、審判請求書の軽微かつ明確な誤りさえも審判長が職権で補正できず、一定の期間を定め審判請求人が直接補正するようにして不要に審判が遅延する場合があります、審判請求人が補正しない場合は、審判請求が却下されるおそれがある。

主要内容

イ. 審判請求の職権補正制度の導入（案第141条第1項ただし書及び同条第4項から第7項まで新設）

- 1) 審判請求の補正する事項が軽微かつ明確な場合は、審判長が職権で補正できるように規定することで、不要な手続きの省略による迅速かつ経済的な審判処理を図る。
- 2) ただし、請求人に職権補正事項を通知し、請求人が受け入れない職権更正は、最初からなかったものとみなして請求人の手続き権利を保障する。
- 3) 審判官の職権補正が明らかに間違っている場合は、その職権補正は、最初からなかったものとみなす補完規定を設ける。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第141条第1項各号以外の部分にただし書を次のように新設し、同条に第4項から第7項までをそれぞれ次のように新設する。

ただし、補正する事項が軽微かつ明確な場合は、職権で補正できる。

④審判長は、第1項ただし書によって職権補正をするには、その職権補正事項を請求人に通知しなければならない。

⑤請求人は、第1項ただし書による職権補正事項を受け入れられなければ、職権補正事項の通知を受けた日から7日以内に意見書を提出しなければならない。

⑥請求人が第5項によって意見書を提出した場合は、当該職権補正事項は最初からなかったものとみなす。

⑦第1項による職権補正が明らかに間違っている場合、その職権補正は最初からなかったものとみなす。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1－4 特許庁とその所属機関の職制の改正令案の立法予告（行政安全部公告第2022-1058号）

電子官報（2022.11.23.）

行政安全部公告第2022-1058号

特許庁とその所属機関の職制の改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 11 月 23 日

行政安全部長官

特許庁とその所属機関の職制の改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

小規模事業者の知的財産の創出及び意識の向上を支援する人材のための人員 1 名（5 級 1 名）、特許審査のための人員 4 名（6 級 4 名）、商標・デザイン審査のための人員 5 名（6 級 5 名）をそれぞれ増員する一方、増員される人員のうち特許審査のための人員 4 名（6 級 4 名）及び商標・デザイン審査のための人員 3 名（6 級 3 名）を評価対象の定員にし、政府全体的に人員を統合して効率的に管理するための統合活用定員制の運営計画に基づいて国政課題・政策懸案等の推進に向けた人材として活用するために、特許庁の人員 16 名（5 級 10 名、6 級 4 名、9 級 1 名、管理運営 9 級 1 名）と特許庁ソウル事務所の人員 1 名（7 級 1 名）を減員しようとするものです。

また、商標審査業務を強化する等、業務を効率的に遂行するために、特許審判院の人員 3 名（5 級 1 名、6 級 2 名）及び国際知識財産研修院の人員 2 名（6 級 2 名）を減員して特許庁に再配置する一方、特許庁情報顧客支援局及び国際知識財産研修院の分掌事務を現行化しようとしています。

2. 意見提出

この改正令（案）について意見がある団体又は個人は、2022 年 11 月 28 日までに国民参加立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を行政安全部組織診断課に提出してください。

イ. 予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）

ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：(30116) 世宗特別自治市ハンヌリ大路 411（オジン洞、行政安全部別館）行政安全部組織診断課

電子郵便：picollo573@korea.kr

電話：044-205-2322（FAX：044-204-8923）

3. その他事項

改正案に対する詳細は、行政安全部組織診断課（電話：044-205-2322、FAX：044-204-8923）
にお問い合わせください。

1-5 「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）の立法予告（特許
庁公告第 2022-277 号）

電子官報（2022. 11. 28.）

特許庁公告第 2022-277 号

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、
その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」
第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 11 月 28 日

特許庁長

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令（案）の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

小規模事業者の知的財産の創出及び意識の向上を支援するための人員 1 名（5 級 1 名）、
特許審査のための人員 4 名（6 級 4 名）、商標・デザイン審査のための人員 5 名（6 級 5
名）をそれぞれ増員する一方、増員される人員のうち特許審査のための人員 4 名（6 級 4
名）及び商標・デザイン審査のための人員 3 名（6 級 3 名）を評価対象の定員にし、政府
全体的に人員を統合して効率的に管理するための統合活用定員制の運営計画に基づいて
国政課題・政策懸案等の推進に向けた人材として活用するために、特許庁の人員 16 名（5
級 10 名、6 級 4 名、9 級 1 名、管理運営 9 級 1 名）と特許庁ソウル事務所の人員 1 名（7
級 1 名）を減員し、商標審査業務を強化する等、業務を効率的に遂行するために、特許審
判院の人員 3 名（5 級 1 名、6 級 2 名）及び国際知識財産研修院の人員 2 名（6 級 2 名）
を特許庁に再配置し、情報顧客支援局及び国際知識財産研修院の分掌事務を現行化する
内容に「特許庁とその所属機関の職制」が改正（大統領令第 00000 号、2022. 12. 00. 公布・
施行）されることに伴って変更事項を反映する一方、総額人件費制を活用して設置した特
許分析課を廃止し、総額人件費制を活用して職級を上方修正していた特許庁の定員 2 名
（4 級 1 名、8 級 1 名）及び特許審判院の定員 1 名（3 級又は 4 級）を従前の職級（5 級 1
名、9 級 1 名及び 4 級 1 名）にそれぞれ還元し、総額人件費制を活用して特許庁ソウル事
務所に増員した定員 1 名（9 級 1 名）の存続期限を 2022 年 12 月 31 日から 2024 年 12 月
31 日までに 2 年延長し、特許審査業務のために増員した評価対象定員 14 名（4 級又は 5
級 4 名、6 級 10 名）及び商標・デザイン審査業務のために増員した評価対象定員 9 名（6

級 9 名) の評価期間を 2022 年 12 月 31 日から 2023 年 12 月 31 日までに 1 年延長し、特許庁の下部組織の分掌事務を一部調整しようとするものである。

2. 意見提出

「特許庁とその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案について意見がある機関、団体又は個人は、2022 年 12 月 5 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認してから意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長 (参照：革新行政担当官) に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見 (賛否とその理由)

ロ. 氏名 (法人、団体の場合はその名称と代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項

※送り先

(郵便番号：35208)

大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟

特許庁革新行政担当官

電話：042) 481-8617、Fax：042) 472-3504

電子郵便：namhyeok@korea.kr

3. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) の「冊子/統計→法令及び条約→立法予告」を参照するか、特許庁革新行政担当官室 (電話 042-481-8617、Fax 042-472-3504) にお問い合わせください。

1 - 6 商標法施行規則の一部改正令案の立法予告 (特許庁公告第 2022-280 号)

電子官報 (2022. 11. 30.)

特許庁公告第 2022-280 号

「商標法施行規則」を改正するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 11 月 30 日

特許庁長

商標法施行規則の一部改正令 (案) の立法予告

1. 改正理由および主要内容

商標登録拒絶決定に対して拒絶決定不服審判請求の他に審査官に再審査を請求することができるようにするなどの内容に「商標法」が改正（法律第 18817 号、2022 年 2 月 3 日公布、2023 年 2 月 4 日施行）されたことにより、商標登録出願の再審査請求に関する規程を設け、「標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書」及び同議定書の規則の用語及び書式の改正事項を反映するなど、現行制度において運営上示された一部の不備な点を改善・補完しようとするものである。

2. 主要内容

イ、代理人選任認定の拡大（案第 2 条第 2 項）

国際出願の手続のうち、委任状を添付する時に代理人選任書を別途提出しなくても代理人として選任されたこととみなす対象を拡大する。

ロ、商標登録拒絶決定に対する再審査請求の手続き作り（案第 25 条第 1 項、第 61 条の 2、別紙第 5 号書式）

商標登録拒絶決定に対する再審査申請は別紙第 5 号書式の補正（補完）書にその旨を記載して提出するようにし、既に再審査請求による拒絶決定が存在又は拒絶決定不服審判が請求された場合を再審査請求申請書の返戻理由として規定する。

ハ、出願書類等の即時返戻対象の整備（案第 25 条第 2 項）

「特許法施行規則」及び「デザイン保護法施行規則」と規程を一致させることによって制度に対する国民の理解度を高めるため、提出された書類を即時返戻することができる対象を整備する。

ニ、マドリッド議定書の規則及び施行細則の改正事項の反映（案第 82 条、第 91 条、別紙第 34 号書式、別紙第 36 号書式、別紙第 37 号書式）

「標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書の共同規則」が「標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書の規則」と改正され、マドリッド議定書への新規加盟国を反映して国際出願書、事後指定申請書及び国際登録存続期間更新申請書が改正されたため、これを反映する。

3. 意見提出

商標法施行規則の一部改正令案について意見がある機関、団体又は個人は、2023 年 1 月 9 日（月曜）までに国民参加立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：商標審査政策課長）に提出してください。なお、一部改正冷案の全文は、特許庁ウェブサイト（<http://www.kipo.go.kr>）の「冊子/統計→法令及び条約→立法予告」を参照してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）

ロ. 氏名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項

※送り先

特許庁商標審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）

政府大田庁舎 4 棟 1306 号（郵便番号：35208）

電話：(042) 481-5377、Fax：(042) 472-3468

電子郵便：ds3afi@korea.kr

関係機関の動き

2-1 「2022 大韓民国知的財産大展」の開催

韓国特許庁（2022. 11. 16.）

「夢の電池」…TDL の全固体電池が大統領賞を受賞

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する「2022 大韓民国知的財産大展」が 11 月 16 日水曜日 14 時の開幕式を皮切りに、11 月 19 日土曜日までソウルで開催される。大韓民国知的財産大展は、「発明特許大展」と「商標・デザイン権展」、「ソウル国際発明展示会」を統合した韓国内最大規模の知的財産展示会である。イベントは、優秀な知的財産に対する授賞・展示を通じて知的財産を基盤とする優秀製品の販路開拓と流通促進を支援し、国民の知的財産に対する意識を高めるために設けられた。

今年の発明特許大展（第 41 回）の大統領賞は、電極の抵抗増加問題を解決し、電池の性能を向上させた TDL の「全固体電池」が受賞する。国務総理賞は、KWANG STEEL の火災の拡散を防止する「建築用外装パネル」と、サムスン電子の社内ベンチャー企業である MANGOSLAB の微細発熱制御技術が採用された「無線毛髪管理器」が共同で受賞する。

※全固体電池：電池の構成要素全体を固体化したもので、従来のリチウムイオン電池の発火・爆発のリスクを著しく下げて安定性の高い電池

商標・デザイン権展（第 17 回）では、食用蜂蜜に使われる「蜂蜜を食べた漢拏山」商標が独創性と市場性を高く評価され、産業部長官賞を受賞する。

ソウル国際発明展示会（第 18 回）では、16 か国 479 点の発明品を見ることができる。11 月 16 日水曜日～11 月 17 日木曜日に現場審査を通じて受賞作が選定され、授賞式は 11 月 18 日金曜日に行われる。

今回のイベントには、受賞作の他にも、屋内外で物を運べる「自動運転運搬ロボット」、拡張現実（AR）を利用してバーチャルでメガネやイヤリングなどを試着できる「拡張現実

バーチャルフィッティングソリューション」、国防・災害などの分野で護衛・探索などの用途に活用できる「四足歩行ロボット」など、特許技術基盤のさまざまな製品が展示される予定である。

特許庁長は「発明者のイノベティブな努力は、韓国が知的財産大国に成長できた理由」とした上で、「発明者の努力が知的財産権によって保護され、ひいては韓国のダイナミックな経済成長につながるよう特許庁が積極的に後押ししていきたい」と述べた。

2-2 第13回韓中日知的財産研修機関長会議を開催

韓国特許庁（2022. 11. 17.）

知的財産人材育成、韓中日が共に

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、11月16日（水曜）午後2時、韓国・中国・日本の三国特許庁の「知的財産研修機関長会議」をオンラインで開催した。

今年で13回目を迎える知的財産研修機関長会議は、韓国・中国・日本における知的財産教育を担当する研究機関（※）が知財権教育に関する意見や業務のノウハウなどを共有し、知財権教育の発展に向けた協力策について議論する場であり、韓国主管で行われた。

※韓国国際知識財産研修院（International Intellectual Property Training Center, IIPTI）

中国知識財産権訓練センター（China Intellectual Property Training Center, CIPTC）

日本工業所有権情報研修館（National Center for Industrial Property Information and Training, INPIT）

会議では、新型コロナウイルスの後に備えた対面教育への転換、国内外企業向けの知財権教育の協力、デジタルコンテンツの相互活用、新規教育教科過程の共有など、様々な知的財産教育協力の議案について議論を行った。

今年は新型コロナウイルスの状況に伴った非対面の教育が対面教育に切り替えた場合に生じ得る問題を共有し、新型コロナウイルスにより活発となった非対面教育のノウハウの活用策についても踏み込んだ議論を行った。

韓国特許庁の国際知識財産研修院長は「この会議を通じて三国研修機関間の協力が正常化されることを願い、各国の産業発展に必要な知的財産人材が積極的に育成できるよう、持続的に三国の機関が協力することを期待する」と述べた。

「2022 発明教育学術祭」、
11月18日（金曜）～19日（土曜）慶州教元ドリームセンターで開催

韓国特許庁は、発明教育の貢献者を励まし、最新の発明教育情報を共有して優秀な事例を拡散するため、11月18日（金曜）から19日（土曜）まで、教元ドリームセンターで「2022 発明教育学術祭」を開催する。

今年で11回目を迎える「発明教育学術祭」は「創造的な未来人材の育成」をテーマに、創造的思考に基づいて未来のイノベーションをリードする発明人材の育成に対する必要性について議論し、今後の発明教育の方向を模索するために設けられた。

学術祭は、発明教育大賞授賞式、全国教員発明研究大会授賞式、発明教育優秀事例の共有、発明教育政策協議会、発明教育関係者間の分科別協議会、連合学術祭などで構成される。

発明教育に貢献した優秀教員を選定する「発明教育大賞」では、ムン・チェホ先生が国家知識財産委員長賞を受賞する。

また、イ・スンウォン先生が教育部長官賞を、キム・ヒジョン、パク・チヒョン、ソン・チャンイク、チェ・ウイジン先生がそれぞれ特許庁長賞を受賞する。

ノ・キョンドン教頭先生およびイ・チェソン奨学官は、発明基盤・創意融合人材育成の隠れた功労が認められ、功労賞を受賞する。

発明教育分野の優秀な研究課題を発掘するための「全国教員発明教育研究大会」では、「飛行機発明のブラックボックスを活用した発明教育の実施方案」を研究したイ・チミン先生が教育部長官賞を、「一般高校における発明教育課程の活性化に向けた理工系進路デザインング」を研究したイ・ウォニョン先生が特許庁長賞を受賞する。

授賞式後に「未来を開く発明教育の価値」というテーマで基調講演が行われ、優秀な発明教育の事例を共有し、発明教育関係者間の分科別協議会（※）も開催される。

※発明教育政策協議会、発明人材育成協議会、発明教育大賞受賞者懇談会、発明教師認証制教師研究会、職業系高校発明特許教育支援事業の関係者、技術教師の集いなど

2 日目に開かれる発明教育連合学術祭の 1 部では、「2022 改訂教育課程と発明教育」をテーマに講演が行われ、2 部では韓国実科教育学会、韓国英才教育学会など 9 の学会ごとに発明教育について発表や討論が行われる。

韓国特許庁の産業財産政策局長は「発明教育の現場で創意・融合人材育成に取り組んでいる教員および関係者の皆様のご尽力に感謝する」とし、「これから発明教育が教育の現場で一層普及されるよう支援と関心を惜しまない考えだ」と述べた。

2-4 産業通商資源中小ベンチャー企業委員会、野党がひとつになって半導体競争力強化策について議論

韓国特許庁 (2022. 11. 21.)

韓国国会討論会「半導体戦争の時代、特許から見た大韓民国の進むべき道」

11 月 21 日 (月曜) 午前 9 時 20 分、「半導体戦争の時代、特許から見た大韓民国の進むべき道」というテーマの討論会が国会議員会館で開催された。

討論会は産業通商資源中小ベンチャー企業委員会 (以下「産業委」) 所属の与野党議員が共同開催し、韓国特許庁が主管した。

セミナーは韓国の経済と安全保障の核心である半導体産業における最近の技術・特許の動向と半導体人材争奪戦について話し合い、これに対応して韓国の進むべき道を国会産業委レベルで模索するために設けられた。

まずは「世界的な半導体企業の技術開発の動向および韓国の対応策」をテーマに漢陽大学の教授が講演した。主要国間の最新の技術開発競争構図について発表し、韓国の半導体産業が進むべき道として研究開発および人材育成、韓国国内の素材・部品・装備の競争力の強化などを強調した。

次は「半導体人材争奪戦、特許から見た韓国の対応策」をテーマに韓国知識財産研究院長が発表し、半導体人材の流出を防ぐために民間退職者を特許審査官として採用するなど長い経歴の技術者を積極的に活用する様々な方策を提案した。

また、産業界を代表して半導体産業協会の専務、Wonik QnC の代表など、半導体分野の専門家がパネルとして参加した。

彼らは、韓国企業は製造競争力に比べて装備および素材の競争力は劣ることが現実と言
い、安定供給の確保のための体系的な支援と技術競争力向上のための人材育成の必要性
を強調した。

討論会は与野党の国会議員が団結し、半導体産業の支援のための場を設けたという点で
意味深い。

半導体は先端技術の根幹で産業のコメであり、国の大改造プロジェクトの一環で国の命
運をかけて支援する必要がある点で全員共感した。

また、産業委委員長は議員は直接祝辞を述べるなど、半導体産業の支援のために国会が力
を合わせる様子を見せた。

韓国特許庁長は「この討論会が世界の半導体競争構図と人材争奪戦についての的確に把握
して対応策を模索するきっかけとなることを期待する」とし、「特許庁は11月から半導体
特許の優先審査、半導体の民間退職者の特許審査官への採用の確定など、可視的な成果を
見せて政府の半導体関連施策に積極的に歩調を合わせており、来年にはバッテリー、バイ
オなど半導体プラス分野へとその成果を拡大していく」と述べた。

2-5 特許微生物情報統合管理システムを構築

韓国特許庁 (2022. 11. 21.)

微生物特許の検索・出願がより容易に、より便利に！

韓国特許庁は、特許微生物関連情報を、オンラインを通じて統合管理するシステムを構築
し、11月21日（月曜）から本格的に国民向けサービスを始めると発表した。

「特許微生物寄託分譲制度」

微生物、動物・植物細胞、種子などに係る発明は、書面だけでは繰り返して再現しにくい
ため、微生物などの実物を特許庁で定める寄託機関（※）に寄託する必要がある、寄託さ
れた微生物は、試験・研究などのために誰でも分譲を受けることができる。

※韓国生命工学研究院の生物資源センター、韓国微生物保存センター、韓国細胞株研究財
団、農村振興庁の微生物銀行

韓国特許庁は 4 月に微生物発明の特許出願および分譲過程で発生する国民の不便を解消するため、微生物の寄託・分譲手続きを大幅に簡素化（※）し、このような制度改善を裏付けるために特許微生物情報統合管理システムを開発した。

※韓国特許法施行令第 2 条、韓国特許法施行規則第 23 条、別紙第 14 号・第 19 号書式改定

特許微生物情報統合管理システムの構築により、韓国特許庁と 4 か所の微生物寄託機関はアプリケーションプログラミングインタフェース（API）（※）を通じて寄託・分譲情報をリアルタイムで共有できるようになる。

※API (Application Programming Interface)

出願人は別途の微生物寄託証のコピーを提出しなくてもすぐ出願ができ、寄託微生物の分譲を受けたい人も別途の書面証明書なく寄託機関にすぐ分譲申請ができる。

なお、出願時の寄託証提出を省略してオンラインで微生物分譲資格証明申請ができるように特許出願システムの「特許路」（※）を改編し、特許検索システムの「KIPRIS」（※※）を通じて特許微生物関連情報の一括検索および確認ができるように、機能を改善した。

※寄託微生物情報サービス（特許路、<https://www.patent.go.kr/smart/jsp/kiponet/if/ap/micro/MicroDpstHelp.do#gnb>）

※※国民向け微生物寄託情報検索サービス（KIPRIS、<http://kpat.kipris.or.kr/kpat/r emocon/etcPat/etcPatFrame.jsp>）

韓国特許庁の融合複合技術審査局長は「特許微生物情報をリアルタイムに共有することが可能となり、特許出願時に必要な微生物の寄託・分譲手続きが大幅に簡素化された」と強調し、「これから微生物に関係する出願人にたくさんご利用いただくことを期待する」と述べた。

2-6 2022 年知的財産才能寄付の授賞式

韓国特許庁（2022. 11. 22.）

知的財産の競争力を高めてくれる特別な才能寄付！

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する「2022 年知的財産才能寄付授賞式（※）」が 11 月 22 日火曜日 11 時に大田で開催される。「知的財産才能寄付授賞式」は、長い間自分の知的財産才能を中小企業・小規模事業者などに無料で寄付してきた才能寄付者を励まし、才能寄付文化を広めるために設けられた。2012 年から 2021 年までデザイナー、教

師、弁理士などがブランドの開発、知的財産教育・コンサルティング、技術分析の支援など計 1,726 件の知的財産才能寄付活動を繰り広げてきた。

※知的財産才能寄付授賞式：3 年以上才能寄付を続けている全国の優秀な才能寄付者（10 名）に特許庁長・韓国発明振興会長の表彰を授与

今年の授賞式では、地域の中小企業、小規模事業者、学校などにブランドや包装デザインの開発を支援しているキム・ジウン代表とチョン・チャンヨン代表、ヤン・ヒサン代表、児童保護施設で発明体験教育を行ったキム・チョヌン教師、済州の零細中小企業に特許分析と商標登録を支援したキム・ホソン弁理士等 5 人が特許庁長の表彰を受賞する。消滅しつつある地域旧都心の伝統市場の活性化に向けた広報物デザインの開発・製作を支援し、地酒の包装デザインの開発を支援したウ・ウニョン代表取締役等 5 人には韓国発明振興会長の表彰が授与される。

チョン・チャンヨン代表（特許庁長表彰）は、「寄付を通じて地域企業の価値を高めることに共にするのは、社会的責任の実現だ」と感想を述べた。

特許庁の産業財産政策局長は、「知的財産才能寄付は、企業の自活労働者の追加雇用、児童養護施設・奨学財団の奨学金寄付などにつながっている」とし、「知的財産才能寄付を通じて資源を地域社会に還元する好循環構造が定着するよう支援を続けていきたい」と語った。一方、知的財産才能寄付の希望者や要支援者は、ウェブサイト（www.ripc.org/ipnanum）または地域知的財産センターへの訪問を通じて申し込むことができる。

2-7 韓国特許庁、「2022 キャンパス特許ユニバーシアード」の授賞式を開催

韓国特許庁（2022. 11. 24.）

忠南大チームの AmbED、大統領賞を受賞

韓国特許庁は、「2022 キャンパス特許ユニバーシアード（以下「大会」）」の授賞式を 11 月 24 日木曜日午後 4 時 30 分にソウルで開催すると発表した。第 15 回目を迎えた本大会は、企業と研究所が技術および特許と関連する懸案課題を提示すれば、大学（院）生が特許情報を分析・活用して当該技術に対する事業化または特許取得戦略などを立てる産学協同型大会である。

大会には韓国内の大学 82 校から 2,080 チーム、4,739 人の学生が参加し、国民参加審査を含む 5 段階の厳しい審査を通じて 29 校、122 チームが最終受賞の榮譽に輝いた。最高

賞の大統領賞は、「AmbED」の事業化戦略を導き出したパク・ソンジュン/イ・ジェウン/チェ・ジフンチーム（忠南大）が受賞する。「AmbED」は、小型移動体プラットフォームである現代自動車の「MobED（※）」技術と最近関心が高まっている救急医療分野を組み合わせたもので、ゴールデンタイムを逃しやすい救急医療の脆弱層問題に対する解決策として提示された救急医療移動体プラットフォームである。このチームは、「災害時の救急医療対応システムが重要だと感じて救急医療移動手段プラットフォームの事業化戦略を提示することになった」とし、「実用化して、大切な命を救うのに役に立つことを願う」と述べた。

※MobED (Mobile Eccentric Droid) : 各車輪が独立して作動するエキセントリックホイール (Eccentric Wheel) を適用した小型モバイルロボット

国務総理賞は、ユ・ヒョンサン/チェ・ユンジュチーム（韓国技術教育大）が受賞する。このチームは、「スマートフォン画面のモーター・サポート器具物の構造」について侵害空白エリアを導き出し、設置位置変更のアイデアを提案した。団体賞の最多応募大学賞と最多受賞大学賞は、105 チームが基礎審査を通過し、最終的に 35 チームが産業通商資源部長官賞などを受賞した漢陽大エリカが受賞した。

すべての受賞者には、「次世代知的財産リーダー (YIPL)」プログラムを通じて、最高経営責任者 (CEO) との出会い、知的財産講座の受講、スタートアップ支援コンサルティング、地域ネットワークへの参加など、体系的な知的財産教育のチャンスが提供される。

授賞式では、優秀な成績を収めた学生・指導教授に対する授賞の他にも、大統領賞を受賞した忠南大チームの優秀事例発表および知的財産 (IP) 戦略の公開討論会も同時に行われる。

特許庁長は、「提案されたアイデアの分析水準は、実際の現場で活用できる程度」とし、「特許庁はこれからも韓国の学生たちが未来産業を主導する人材として成長し、能力を思う存分発揮できるよう、関心と支援を惜しまない考えだ」と伝えた。

2-8 韓国特許庁、「第6回知的財産イノベーション企業協議会総会」を開催

韓国特許庁 (2022. 11. 25.)

特許基盤の研究開発で「製品開発」から「売上増大」まで

特許基盤の研究開発で創業以来最大の売り上げを記録した U-JIN TECH と新製品の開発に成功した PiQuant、基礎技術の開発に成功した YEST が特許庁から「特許基盤の研究開発（IP-R&D）優秀機関」に対する最優秀賞を受賞する。

韓国特許庁は、11月25日金曜日午後2時にソウルで「第6回知的財産イノベーション企業協議会総会」を開催すると発表した。「知的財産イノベーション企業協議会総会」は、「特許基盤の研究開発（以下 IP-R&D）」事業に参加した企業を中心に、成果を共有・普及させるために2014年4月に結成した自律協議体である。

【特許基盤の研究開発（IP-R&D）】

研究開発の初期段階で世界中の特許情報を分析し、①企業の当面の問題を解決できる最適な研究開発（R&D）の方向の設定、②海外バリエード特許の克服、③特許技術の空白エリアに対する有望特許の先取りなどを支援

「特許基盤の研究開発（IP-R&D）戦略支援事業」は、中小企業などが強力な知的財産権を確保してグローバル強小企業に成長できるよう知財権基盤の研究開発の戦略策定を支援する事業で、2022年には計713の課題を支援した。

総会は、特許基盤の研究開発（IP-R&D）優秀機関への授賞、特許基盤の研究開発（IP-R&D）優秀事例の発表、自動運転技術関連講演などで行われる。

「IP-R&D 優秀機関賞」は、特許基盤の研究開発（IP-R&D）戦略支援事業に参加し、知的財産（IP）の創出、製品開発、技術移転および売上増大などの優秀な成果を上げた企業に授与する賞で、最優秀賞（産業通商資源部長官賞）の荣誉は、U-JIN TECH、PiQuant、YEST に与えられる。U-JIN TECH は、特許基盤の研究開発（IP-R&D）戦略の支援を受けて「半導体工程装置」の国産化および量産に成功し、創業以来最大の売り上げを計上した事例を優秀事例として紹介する。PiQuant は、特許とデザインが融合した特許基盤の研究開発（IP-R&D）戦略によって機能が向上したスキンスキャナー製品を開発した成果を共有する。YEST は、特許基盤の研究開発（IP-R&D）戦略支援を通じて OLED 成膜装置の「高真空用静電気除去の基礎技術」を開発した成果を認められた。

続いて、「自動運転 2035、変化方向の予測と示唆点」をテーマに国民大学校チョン・グミン教授の講演が行われる。

特許庁長は、「中小企業のイノベーション成長は、特許ビッグデータを活用して高品質の強力な特許を確保する特許基盤の研究開発（IP-R&D）からその答えを探さなければならない

い」とし、「特許庁は協議会と共に特許基盤の研究開発（IP-R&D）優秀事例を見出し、研究開発の現場に普及するよう継続して取り組んでいきたい」と述べた。

2-9 韓国特許庁、第22回日中韓特許庁長会合に参加

韓国特許庁（2022.11.29.）

日中韓3国の知的財産分野での協力の成果および今後の発展の方向性を議論

「カーボンニュートラルに向けた知的財産分野における協力」をテーマにユーザーシンポジウムも開催

韓国特許庁は、11月29日火曜日午前10時にテレビ会合として開かれた「第22回日中韓特許庁長会合」で、日中韓3国の知的財産分野での協力および発展の方向性などを議論した。日中韓特許庁長会合は、知的財産先進国（※）である日中韓3国が特許審査情報の活用や特許制度の調和、国際規範の形成などを目指して2001年から開催して以来、今年で22回目を迎えた。日本特許庁が主管し、テレビ会合として開催される会合で、3国の特許庁は、特許、商標、デザイン、審判、教育など各分野別の実務会議で議論された事項を承認し、今後の協力の方向性などを議論した。

※2021年世界中の特許出願（340万1,000件）のうち、日中韓3国が占める割合は62.1%

午後には、「カーボンニュートラルの達成に向けた知的財産システムの寄与（Contribution of IP System to Achieving Carbon Neutrality）」とのテーマの下、大学や企業などの知的財産分野の専門家が参加する「日中韓ユーザーシンポジウム」も開催される。シンポジウムは、韓国特許庁の主導で今年の会合で合意された「カーボンニュートラルに向けた知的財産分野における協力」の一環として開催される催しとして、参加者からの主題発表やパネルディスカッションなどが行われる。韓国側の主題発表としては、韓国特許庁からカーボンニュートラルに対する知的財産政策を紹介し、LG化学から知的財産を活用したカーボンニュートラル技術の普及および発展について発表する。

特許庁長は、「過去20年間、日中韓3国の特許庁は、特許、商標、デザインだけでなく、知的財産教育や審判、情報化などのさまざまな分野で緊密に協力しながら知的財産制度のバランスの取れた発展に向けて取り組んできた」とし、「韓国主導で採択されたカーボンニュートラルに対する協力の議論は、今後、日中韓特許庁長会合で続く見通しであることから、それに積極的に参加して国益に合致する成果を導き出し、知的財産分野の先進国として存在感を高められるようにしていきたい」と述べた。

2-10 韓国特許庁とCJ知的財産分野の現場懇談会を開催

韓国特許庁（2022.11.29.）

K フード、「知的財産」に支えられて世界へ！

韓国特許庁は、11月28日（月）午後2時に水原で積極行政の一環としてCJ第一製糖と現場懇談会を開催したと発表した。

韓国はグローバル市場を狙って食品産業分野に対する研究開発（R&D）投資（※）を持続的に増やしており、昨年のKフードの輸出額が史上初めて100億ドル（※※）を突破する成果を遂げた。懇談会は、食品産業のグローバル競争力を強化するために努めている食品業界の知的財産関係者を励ますとともに、知的財産権の獲得および保護に対する現場の隘路事項をモニタリングし、さまざまな建議事項を聴取するために設けられた。

※食品 R&D（億ウォン、科学技術情報通信部）：（2018）8,052→（2019）9,154→（2020）9,260

※※K フード輸出額（億ドル、農林畜産食品部・海洋水産部）：（2017）91.5→（2018）93.0→（2019）95.3→（2020）98.7→（2021）113.6

懇談会で、CJ側は、食品産業の競争力を強化するための知的財産管理戦略を紹介し、Kフードの輸出と研究開発（R&D）投資の増加に伴う食品素材・製造工程に対するコア特許の先取りと模倣品の流通などの知財権紛争に対する隘路事項を提起した。特に、韓流ブームで頻繁に発生する海外企業などによる「偽物」の流通と食品包装デザイン盗用の深刻さを強調し、商品形態模倣行為の根絶に向けた政府の支援を要請した。

特許庁は、海外でKブランドを保護するために、オンライン模倣品を監視し遮断する活動（※）を強化（※※）し、民事・刑事訴訟などに対するコンサルティング（※※※）を支援していることを案内した。また、韓国企業のデザインを保護するために、デザイン盗用行為を認知する場合、特許庁特別司法警察が直接捜査に着手しており、自社製品の基本デザインと類似したデザインを申請した場合の審査基準を緩和するデザイン保護法の改正も推進していることを紹介した。

※オンライン模倣品の遮断（件）：（2020）165,460→（2021）247,396→（2022.9）121,814

※※（既存）モニタリング団（中国、ASEAN）→（改善）既存＋民間専門サービスの活用（米国、欧州等）

※※※（韓国内）知財権紛争対応センターコンサルティング（2019～2022.9）：77社

特許庁長は、「韓国企業が海外に進出し、輸出を拡大するためには、苦労して開発したコア技術とブランドに対する海外知的財産権を速やかに確保し、海外企業との紛争を予防することが非常に重要だ」とした上で、「特許庁は韓国企業が知的財産を活用してグロー

バル企業に成長できるよう現場で企業が要請する事項を反映し、企業に役立つ知的財産政策を作って支援していきたい」と強調した。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 2022D2B デザインフェアの授賞式

韓国特許庁（2021.11.29.）

「電気自動車用急速充電器のデザイン」が大賞を受賞

韓国特許庁と韓国貿易協会が主催する「2022D2B デザインフェア」の授賞式が11月30日水曜日午後2時にソウルで開催される。17回目を迎えた「D2B デザインフェア」は、青年デザイナーにデザインの権利化と商品化の過程を経験してもらい、韓国内企業にクリエイティブかつ優秀なデザインを提供するための公募展である。今年の公募には、計3,245点が出品され、1・2次審査とコンサルティング、最終審査を経て、計40点が受賞作に選ばれた。

※D2B: Design to Business（意味：デザインから事業化まで）

大賞は、電気自動車用急速充電器のデザイン（POTAP）を創作したチェ・ワンヒョク/ユ・ギソク学生（世宗大学校）が受賞する。大賞受賞作は、前面部の青色・赤色照明から充電器の利用状況を容易に把握できるようにした使いやすさと未来志向的な審美性を兼ね備えた点が高く評価された。

金賞は計3チームが受賞する。ソン・サンフン学生（清州大学校）の高さを調節して補助椅子や棚などとして使用できるようにしたバスタブ用モジュールデザイン「Cloud bath」、ホ・ダウォン/イン・イエリン学生（明知大学校）のヘビや害虫などに備えるために毒の吸入器を搭載したトレッキングポールのデザイン「DETOXTICK」、キム・ガヨン学生（清州大学校）の配膳遅延などの問題を解決するための病院配膳車のモジュール型デザイン「Mo-meal」等3件が選定された。

D2B デザインフェアを通じてデザイナーと企業間のライセンス契約3件が締結される。ホーム・リビング企業 FIABA は、銀賞を受賞したチェ・ミンジ学生（祥明大学校）の食器デ

ザインとウォン・イエリン学生（ソウル女子大）の加湿器デザインに対してライセンス契約を締結する。ジオドサウンドは、銀賞を受賞したウォン・ヒョンジュン/チョン・デロさんの無線イヤホンデザインに対してライセンス契約を締結する。

一方、特許庁の産業財産政策局長は、「D2B デザインフェアは、デザイナーと企業両方の成長のために設けられた」とした上で、「D2B デザインフェアを通じて若いデザイナーの夢と情熱が実現するのはもちろん、ひいては、韓国の産業発展に貢献できるように支援していきたい」と述べた。

受賞作は大会のウェブサイト（www.d2bfair.or.kr）の受賞作マーケットから確認でき、受賞作の中でライセンスや商品化を希望する企業は、D2B デザインフェア事務局（02-3153-7612）に問い合わせればよい。

その他一般

5-1 人工知能+α…「融合複合技術特許」が10年間22倍増加

韓国特許庁（2021.11.17.）

第四次産業革命関連特許出願が10年間3.7倍増加
人工知能、バイオ健康管理が第四次産業革命をリード

韓国特許庁は、ここ10年間（2012年～2022年上半期）の第四次産業革命技術分野の出願および登録情報を分析して発表した。

人工知能、デジタル健康管理など第四次産業革命の8大主要技術と相違なる分野の技術が融合された11分野に対する特許の動向を分析したものであり、第四次産業革命分野の主要技術の開発方向と傾向が確認できる。

- ・第四次産業革命の主要技術：人工知能（AI）、ビッグデータ、もののインターネット（IoT）、デジタル健康管理、バイオマーカー、知能型ロボット、自動運転、3Dプリンティング
- ・融合複合技術：人工知能（AI）+デジタル健康管理、人工知能（AI）+ビッグデータ、もののインターネット（IoT）+ビッグデータ、デジタル健康管理+もののインターネット（IoT）、人工知能（AI）+もののインターネット（IoT）、人工知能（AI）+自動運転、デジタル健康管理+知能型ロボット、デジタル健康管理+ビッグデータ、人工知能（AI）+知能型ロボット、自動運転+知能型ロボット、もののインターネット（IoT）+自動運転

第四次産業革命関連特許出願は持続的に増えており、最近そのスピードも速くなっている。

第四次産業革命関連技術全体の出願を見ると、2012年6,710件から2021年24,732件へと、10年間3.7倍増加した。同期間の全体の特許出願は1.2倍増加（2012年20万件→2021年24万件）したことによって高い成長率を示した。

特に、毎年11.5%ずつ増加していた同分野の出願が2017年を起点に21%ずつ増えており、そのスピードが速くなっていることが確認できる。

＜第四次産業革命技術分野の出願動向＞



第四次産業革命分野の主要技術のうち、人工知能（AI）とデジタル健康管理分野の出願の増加が目立った。

人工知能分野は年平均41%（2012年384件→2021年8,416件）増加し、デジタル健康管理分野の成長率も16%（2012年1,816件→2021年6,683件）で高い方であった。

2021年に出願された第四次産業革命技術のうち、両技術分野の割合も最も高く（人工知能34%、バイオ健康管理27%）、人工知能とバイオ分野が第四次産業革命をリードすることが分かった。

人工知能分野の中では、「視覚知能」分野の出願が目立った。人工知能分野の出願の56.8%（17,503件）を占めており、年平均増加率も43.3%と高かった。視覚知能の場合、自動運転など産業上の利用性が高く、画像生成人工知能（AI）など社会的関心の高い分野である。

一方、人工知能 (AI) 技術を日常生活に適用する「人工知能 (AI) サービス」分野の場合、2012 年は 20 件に過ぎなかったものの毎年 69.6%増加して 2021 年には 2,356 件に達した。人工知能 (AI) 技術が発展するにつれて技術開発の流れも変化することが確認できる。

デジタル健康管理分野は、「医療・健康情報処理」分野の出願の増加が目立つが、ここ 5 年間 (2017 年～2021 年) の約 5 倍増加した。この分野の主要製品であるスマートウォッチなどウェアラブル機器の市場は持続的に成長すると予想 (※) され、この分野の特許出願の増加傾向は当分続くと見込まれる。

※ウェアラブル市場は年平均 18.0%成長 (2021 年 1,162 億ドル→2026 年 2,654 億ドル) すると予想

<主要技術分野別の出願動向>



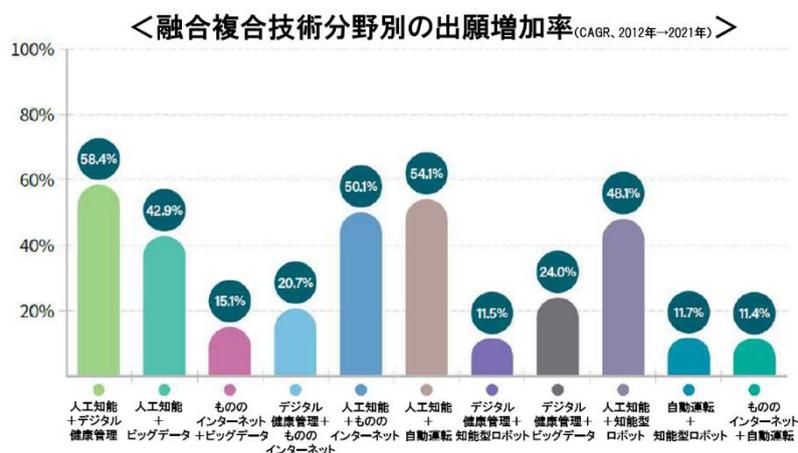
融合複合技術分野の出願は、同期間中に 22 倍増加 (2012 年 95 件→2021 年 2,103 件) し、第四次産業革命技術分野全体の成長スピードをはるかに上回った。第四次産業革命技術の特徴である融合化・複合化が深刻化していると把握される。

<融合複合技術分野の出願動向>



特に、人工知能技術が他の技術と融合する傾向が明らかに現れた。11 大融合複合技術のうち、人工知能を組み合わせた技術は全部年平均 40%以上成長し、人工知能を組み合わせた出願は 10 年間で 41 倍も成長した。

とりわけ、人工知能とデジタル健康管理技術を組み合わせた出願は年平均 58.4%成長し、2020 年から人工知能とビッグデータを組み合わせた技術を抜いて 10 年間で最も多く出願された（35%、2,580 件）融合複合分野となった。



韓国特許庁は、2020 年から毎年、第四次産業革命技術分野の特許統計を発表している。今後は四半期別に第四次産業革命の統計を発表し、韓国特許庁のウェブサイト公開することにより誰でも利用できるようにする予定である。

韓国特許庁の融合複合技術審査局長は「第四次産業革命時代を迎えて、適時性のある特許出願情報を分析することにより第四次産業革命主要技術の技術開発方向を提示し、これを通じて韓国がもう一度飛躍できる足場となることを期待する」と述べた。

5-2 韓国、チャットボットの特許出願の年平均増加率が 16.1%と世界 2 位
韓国特許庁 (2021. 11. 28.)

10 年間 2 倍「ぐんと」…人工知能チャットボットの特許競争が「激しい」

最近、新型コロナウイルス感染症の影響で非対面業務に対する需要が高まり、人工知能 (AI) 技術が発展するに伴ってチャットボット (Chatbot) (※) 市場が急速に拡大 (※※) していることから、関連技術を先取りするための特許競争も激しくなっている。

※チャットボット (chatbot) : 「喋る (chatter)」と「ロボット (robot)」の造語で、人が音声やメッセージで質問すると、AI が日常言語で会話するように答えてくれるプログラム

※※世界のチャットボット市場の規模は 2020 年 29 億ドルから年平均 23.5% ずつ成長し、2026 年に 105 億ドルの見込み (マーケットアンドマーケット、2021 年)

特許庁長によると、知的財産権 5 大強国 (IP5 : 日米欧中韓) に出願されたチャットボット関連特許は、2011 年を基点に増加傾向 (年平均 8.1% 成長) にある。最近 10 年間の出願 (2011 年～2020 年、10,766 件) は、前の 10 年間の出願 (2001 年～2010 年、5,132 件) の約 2 倍であり、特に最近 5 年間の出願 (2016 年～2020 年、7,024 件) は、以前の 5 年間の出願 (2011 年～2015 年、3,742 件) の約 2 倍に増え、チャットボット関連出願が加速していることがわかった。これは、アップル (Apple) が 2011 年に発売したシリ (Siri) が市場で熱い反応を得て情報技術大企業間でチャットボット技術開発競争が相次ぎ、特に、2017 年からディープラーニング技術が適用された人工知能型チャットボットサービスが本格的に活用されはじめた結果と見られる。

過去 10 年間 (2011～2020 年) の出願人の国籍を見ると、米国が 43.3% (4,667 件) と 1 位となっており、中国 (19.9%、2,138 件) と日本 (17.4%、1,874 件) が後に続いた。韓国は 13.4% (1,445 件) と 4 位を取っており、欧州は 3.6% (383 件) であった。年平均増加率は、韓国が 16.1% と 5 か国平均の 8.1% より 2 倍高く、49.3% の増加率を示した中国に次いで 2 位となった。これは、中国に次いで国内のチャットボット市場が急速に成長していることを意味する。

多出願企業の順位は、グーグルが 712 件 (6.6%) と 1 位に輝き、IBM が 583 件 (5.4%)、サムスンが 544 件 (5.1%)、マイクロソフトが 444 件 (4.1%)、アップルが 384 件 (3.6%) の順となっていて、いわゆる情報技術大企業が頭角を現した。韓国国籍出願人の順位は、サムスン (544 件)、現代自動車 (78 件)、韓国電子通信研究院 (ETRI、64 件)、LG (59 件)、NAVER (44 件) の順となっている。

特許庁の人工知能ビッグデータ審査課長は、「チャットボット市場は今後、高性能の人工知能に基づく『自然語処理技術』と『感性認知技術』の確保が市場をリードする最重要課題になると見られる」とし、「韓国企業の技術開発を支援するために、関連特許情報を持続的に提供していきたい」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム